

PCB廃棄物の適正な処理の推進について

1 改正PCB特措法の施行（平成28年8月1日）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、PCB特措法）、同法施行令等が改正され、平成28年8月1日に施行された。

(1) 改正の趣旨

ポリ塩化ビフェニル（以下、PCB）は、絶縁性、不燃性等の特性により、変圧器、コンデンサー等の電気機器をはじめ幅広く使用されていたが、昭和43年、PCBの混入した食用油によるカネミ油症事件を受けて毒性が社会問題化し、国内では、昭和47年以降、製造が中止された。

その後、30年以上にわたり、PCB廃棄物が処理されず、保管されていたため、平成13年にPCB特措法が成立し、国が中心となって、地元の理解と協力のもと、日本環境安全事業株式会社（以下、JESCO）が全国5か所に処理施設を設置して高濃度PCB廃棄物の処理が行われている。

JESCOの計画的処理完了期限（別表）は早いところ（北九州事業エリア）で平成30年度末、遅いところ（北海道事業エリア）でも平成35年度末であり、残された時間は限られている。

このため、期限内に高濃度PCB廃棄物の処理を終えるため、必要な制度上の追加的措置が講じられた。

(2) 追加的措置の内容（本市関連）

ア PCB廃棄物の保管事業者に加え、PCB使用製品の所有事業者にも処分期限の末日である平成33年3月31日までの廃棄義務を課した。

イ 処分期間（平成33年3月31日）を経過した高濃度PCB使用製品を高濃度PCB廃棄物とみなすこととされた。

ウ これまでは、届出をすれば高濃度PCB廃棄物の保管場所を変更することが可能であったが、適正な処理の確保のため、JESCO処理施設の事業エリアを超えての変更は禁止となった。

エ 届出様式の変更

(ア) 「PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」（第一号様式）の変更

高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みを届出書に記入することとなった。

(イ) 「PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了の届出書」（第四号様式）の提出

処分終了又は廃棄終了の際に届出書を提出することとなった。

オ 改善命令及び代執行

PCB廃棄物の処分について、改善命令や代執行が整備された（別図）。

2 本市の取組

(1) PCB廃棄物保管事業者への立入り

届出義務の不履行や誤った保管・処理が疑われる事業場を中心に、届出書の提出や適正な保管・処理を指導するため、通年で立入指導を実施している。

(2) PCB廃棄物保管事業者の掘り起こし

環境省及び経済産業省から自家用電気工作物設置届出者リストの提供を受け、PCB廃棄物保管事業者を洗い出し、695社に対してアンケート調査を行った。

3 課題及び対応

(1) 掘り起こし

ア 自家用電気工作物設置者リストで、JRが国有鉄道名で登録されていたり、届出事業所がすでに建て替えられていたりするなど、適切に更新されていない。

⇒引き続き環境省にデータの精査を要望していく。

イ アンケート調査の回収が695件中326件しかない。

⇒架電及び現地調査で確認していく。

ウ 掘り起こし対象事業者（自家用電気工作物設置事業者）が残り3,119社ある。

⇒2年かけて実施する。

エ 蛍光灯の安定器については、自家用電気工作物設置者だけでなく学校や工場など、業務用の蛍光灯を設置している全ての事業者（京都市域全法人約74,000社）が対象になる。

⇒環境省に全国的な広報を要望している。

オ 不動産の売買（競売を含む）された建物にPCB含有電気機器が設置されている場合、それを売主が知らない場合もあり、買主から処理責任の相談がある。

⇒使用中のPCB含有電気機器については、PCB特措法に届出義務はなく現段階では把握する方法がない。環境省に、広報等により建物内にあるPCB含有電気機器の有無の調査を行うことを積極的に周知するように要望する。

(2) 届出

督促、立入りを行っても届出を提出しない事業者が多い。

⇒記入要領について、京都市独自の注釈をつけて分かりやすくし、ホームページも更新した。今後、立入り指導を一層強化する。

(3) 処理

ア 資金が不足している事業者はPCB廃棄物の処分が進んでいない。

⇒環境省に対し処理費用の支援（補助金等）を要望している。

イ 処分期間の末日（平成33年3月31日）から計画的処理完了期限（平成34年3月31日）まで1年しかなく、その間に報告徴収、立入検査、改善命令を終え代執行まで行わなければならない。

⇒平成33年4月1日から命令を行うことができるよう同年3月31日までに、可能性のある事業者をリストアップする。

(別表)

J E S C O の 処理施設	高濃度 P C B 廃棄物の種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理完了 期限
北九州 (北九州市若松区)	廃 P C B 等, 廃変圧器, 廃 コンデンサー 等	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県, 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島 県, 沖縄県	平成 30 年 (2018 年) 3 月 31 日まで	平成 31 年 (2019 年) 3 月 31 日まで
大阪 (大阪市此花区)		滋賀県, 京都府 , 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県	平成 33 年 (2021 年) 3 月 31 日まで	平成 34 年 (2022 年) 3 月 31 日まで
豊田 (愛知県豊田市)		岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県	平成 34 年 (2022 年) 3 月 31 日まで	平成 35 年 (2023 年) 3 月 31 日まで
東京 (東京都江東区)		埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県		
北海道 (北海道室蘭市)		北海道, 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, 山梨県, 長野県		
北九州 (北九州市若松区)	上記以外の高 濃度 P C B 廃 棄物 (安定 器, 汚染物 等, 3 k g 未 満の廃変圧器 等及びこれら の保管容器)	岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県, 滋賀県, 京都府 , 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 鳥取県, 島根 県, 岡山県, 広島県, 山口県, 徳島 県, 香川県, 愛媛県, 高知県, 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県	平成 33 年 (2021 年) 3 月 31 日まで	平成 34 年 (2022 年) 3 月 31 日まで
北海道 (北海道室蘭市)		北海道, 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, 山梨県, 長野県	平成 35 年 (2023 年) 3 月 31 日まで	平成 36 年 (2024 年) 3 月 31 日まで

※1 処分期間・・・P C B 保管者が処理施設への委託契約を結ぶ期間

※2 計画的処理完了期限・・・J E S C O による処理完了期限

(別図)

